

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則	1
告 示	
○告示(高知県保健医療計画の変更)の一部改正	(医療業務課) 4
○道路の区域変更	(道 路 課) 4
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課) 4
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置(2件)	(港 湾 課) 5

規 則

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年8月28日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第94号

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定等に関し、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 政令第11条の2第1項及び施行規則第34条の4第1項の規定による申請は、別記第1号様式によりしなければならない。

2 指定市町村事務受託法人の指定を受けた者は、当該指定を受けた旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第3条 政令第11条の3第1項並びに施行規則第34条の5第1項及び同条第2項において準用する施行規則第133条第2項の規

定による届出は、当該指定に係る事務所の名称若しくは所在地又は施行規則第34条の5第1項に規定する事項の変更に係るものにあつては別記第2号様式により、受託事務(法第24条の2第1項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。)の廃止、休止又は再開に係るものにあつては別記第3号様式によりしなければならない。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、法、政令又は施行規則の施行に必要な限度において、市町村その他の機関に対して、指定市町村事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 指定に係る事務所の名称及び所在地
 - (2) 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 事務所の指定年月日
 - (4) 受託事務の種類及び開始年月日
 - (5) 居宅サービス等(法第23条に規定する居宅サービス等をいう。次条第5号において同じ。)の提供の有無
 - (6) 運営規程(施行規則第34条の4第1項第8号に規定する運営規程をいう。)
 - (7) 指定に係る事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - (8) 事務所の指定の申請者の役員の氏名、生年月日及び住所
 - (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (公示)

第5条 政令第11条の6の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に掲載してするものとする。

- (1) 受託事務を行う事務所の名称及び所在地(変更の届出があつたときにあつては、変更前及び変更後の受託事務を行う事務所の名称及び所在地)
 - (2) 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
 - (3) 指定、受託事務の廃止若しくは指定の取消しの年月日又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の期間
 - (4) 受託事務の種類
 - (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

受付番号

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

指定市町村事務受託法人指定申請書

介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、介護保険法施行令第11条の2第1項及び介護保険法施行規則第34条の4第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号

申請者	フリガナ 名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区 (ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号			
	法人の種類別 代表者の職・氏名及び生年月日	職名	法人所轄庁 フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日			
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区 (ビルの名称等)						
指定を受けようとする事務所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市郡 (ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号			
	事務所において行う受託事務	介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務(照会等事務)			開始予定年月日	年 月 日		
		介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)			開始予定年月日	年 月 日		
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業等		既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日				
居宅サービス	訪問介護							
	訪問入浴介護							
	訪問看護							
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護							
	通所リハビリテーション							
	短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護							

地域密着型サービス	福祉用具貸与		
	特定福祉用具販売		
	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
居宅介護支援事業			
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設		
	介護予防サービス	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	
		地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険事業所番号		(既に指定(許可)を受けている場合に記入してください。)	
医療機関コード等			

- 注 1 「受付番号」欄及び「事務所所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
 2 「法人の種類別」欄は、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
 4 「事務所において行う受託事務」欄及び「実施事業等」欄は、今回申請するもの及び既に指定等を受けている事業等について、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日(介護保険法第71条第1項又は第72条第1項の規定により指定があったものとみなされたもの場合は保険医療機関等の指定等を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条第1項の規定により指定又は許可があったものとみなされたもの場合は

「12年4月1日」)を記入してください。

- 6 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。複数のコードを有する場合は、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 7 指定を受けようとする事務所において行う受託事務の種類ごとに別に定める書類を添えてください。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名

㊤

指定市町村事務受託法人変更届出書

指定市町村事務受託法人の指定に係る事項を変更しようとする(変更しました)ので、介護保険法施行令第11条の3第1項及び介護保険法施行規則第34条の5第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定に係る事項を変更しようとする(変更した)事務所	名称	
	所在地	
変更しようとする(変更した)事項		変更の内容
1 事務所の名称		(変更前)
2 事務所の所在地		
3 事務所の指定の申請者の名称		
4 事務所の指定の申請者の主たる事務所の所在地		
5 事務所の指定の申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
6 事務所の指定の申請者の定款、寄附行為等(当該指定に係る事務に関するものに限りません。)		(変更後)
7 事務所の平面図(建物の構造、専用区画等)		
8 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
9 運営規程		
10 事務所の指定の申請者の役員の氏名、生年月日及び住所		
11 介護支援専門員の氏名及びその登録番号		
変更(予定)年月日		年 月 日

- 注 1 「変更しようとする(変更した)事項」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 2 変更の内容が分かる書類(定款、寄附行為等の変更の場合は登記事項証明書等を、事務所の管理者又は事務所の指定の申請者の役員の変更の場合は誓約書を含みます。)を添えてください。
- 3 事務所の名称又は所在地を変更しようとするときは、その30日前までに届け出てください。

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊞

受託事務廃止(休止・再開)届出書

受託事務の廃止(休止・再開)をしようとするので、介護保険法施行令第11条の3第1項及び介護保険法施行規則第34条の5第2項において準用する同令第133条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止、休止又は再開をする事務所	名称	
	所在地	
廃止、休止又は再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開	
廃止、休止又は再開をする予定年月日	年 月 日	
廃止又は休止をする理由		
現に事務を受託している市町村に対する措置(廃止又は休止をする場合にのみ記入してください。)		
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 「廃止、休止又は再開の別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 受託事務の再開に係る届出については、当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添えてください。
 3 受託事務の廃止、休止又は再開をしようとする日の30日前までに届け出てください。

告 示

高知県告示第531号

平成14年9月高知県告示第443号(高知県保健医療計画の変更)の一部を次のように改正する。

平成19年8月28日

高知県知事 橋本 大二郎

1の(3)中「平成14年9月10日から平成19年9月9日までの5年間を」を「平成14年9月10日から平成20年3月31日までの」に改める。

高知県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月28日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 柏島二ツ石
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町柏島字町前1番地先から幡多郡大月町銚土字テンヤノダバ602番49まで	前	3.0 ? 90.0	14,730
幡多郡大月町柏島字網代山687番6から幡多郡大月町銚土字テンヤノダバ602番49まで	後	3.0 ? 90.0	14,565

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成19年8月16日に認可した。

平成19年8月28日

高知県知事 橋本 大二郎

~~~~~  
港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成19年8月28日

高知港港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高知市横浜字竹ヶ下1814-1番地先

F R P 船 1 隻（黒潮丸、K O - 14823）

F R P 船 1 隻（船名不明、280-13801）

F R P 船 1 隻（船名不明、282-7842）

F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

~~~~~  
港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成19年8月28日

宿毛湾港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

宿毛市小筑紫町小筑紫字東汐田440番地先

F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に宿毛湾港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

宿毛湾港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。